

令和3年3月第1回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 令和3年3月18日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小 向 繁 展
- 2番 栗 林 澄 恵
- 3番 木 内 文 雄
- 4番 新 見 準
- 5番 小 川 喜 敬
- 6番 山 田 雅 士
- 7番 小 澤 孝 延
- 8番 角 麻 子
- 9番 小 菅 耕 二
- 10番 木 村 利 晴
- 11番 石 井 孝 昭
- 12番 桜 田 秀 雄
- 13番 林 修 三
- 14番 山 口 孝 弘
- 15番 小 高 良 則
- 16番 加 藤 弘
- 17番 京 増 藤 江
- 18番 丸 山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市 長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事(事) 財政課長		會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明

子育て支援課	田中和彦
経済環境部長	黒崎淳一
商工観光課長	富谷和恵
建設部長	市川明男
会計管理者	高梨富美子
水道課長	海保直之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴木正義
総務部参事(事)総務課長	片岡和久

.....

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加曾利 佳 信
教 育 次 長	関 貴美代
教 育 総 務 課 長	井 口 安 弘
図 書 館 長	中 澤 ゆかり

.....

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	梅 澤 孝 行
-----------	---------

.....

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長	片 岡 和 久
-------------	---------

.....

○監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長	柿 沼 典 夫
----------	---------

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	日野原 広 志
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	須賀澤 勲
主 査	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	今 関 雅
主 任 主 事	村 山 のり子

.....
1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

令和3年3月18日（木）午前10時開議

- 日程第1 発議案の上程
発議案第1号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第2 議案の上程
議案第25号から議案第28号
提案理由の説明
- 日程第3 議案第3号から議案第24号
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第4 議案第25号から議案第28号
質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、各常任委員会及び特別委員会付託事件について、各委員長から審査報告書の提出がありましたので、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から、定期監査報告書、1月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

それでは、日程第1、発議案の上程を行います。

発議案第1号の提案理由を求めます。

○小菅耕二君

発議案第1号について説明いたします。

発議案第1号、八街市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年3月18日提出、八街市議会議長鈴木広美様。

提出者、八街市議会議員、私、小菅耕二。賛成者、八街市議会議員、小高良則議員、同じく丸山わき子議員、同じく加藤弘議員、同じく山口孝弘議員、同じく桜田秀雄議員、同じく木村利晴議員、同じく角麻子議員、同じく木内文雄議員。

八街市議会会議規則の一部を改正する規則です。朗読を省略させていただき、改正内容を説明いたします。

規則第2条、第91条については、議員の本会議、委員会の欠席事由として、現在の「事故のため」となっているものを、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を踏む観点から、欠席理由について、「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため」に改正すること。また、出産を理由に欠席する場合も、産前産後の期間に配慮するため、「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）の前日から、当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」と改正するものです。

次に、規則第144条については、請願書の押印についてです。このことについては、現在、請願者全てにおいて押印が必要でしたが、デジタル化政策の一環として、請願者が署名した場合については押印を必要としなくするものです。

以上の2点が改正点になります。

附則として、この規則は令和3年4月1日から施行するものです。

以上で発議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

発議案第1号に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

発議案第1号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで発議案第1号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

発議案第1号、八街市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案の上程を行います。議案第25号から議案第28号を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

議案第25号から議案第28号の提案理由を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案しました案件は、損害賠償に関する案件1件、令和2年度八街市一般会計補正予算、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算、令和3年度八街市一般会計補正予算の4議案でございます。

議案第25号は、損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。これは、地下水道管

の漏水が起因する道路陥没により発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第26号は、令和2年度八街市一般会計補正予算についてでございます。今回、追加提案いたしました補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業について、執行予算額や財源の調整、また、国の令和2年度第3号補正における社会資本整備総合交付金の追加内示による道路整備事業等の増額計上をするほか、本年度中に事業の完了が見込めない経費について、繰越明許費の補正を行うものでございます。

それでは、ご説明いたします。この補正予算は、令和2年度八街市一般会計補正予算の議決後の額に6億724万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を327億8千262万2千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金3億4千414万9千円を追加し、繰入金5千万3千円を減額、市債3億1千310万円を追加するものでございます。歳出につきましては、総務費18万円の減額、民生費617万6千円の減額、衛生費10万円の減額、商工費727万5千円の減額、土木費6億347万8千円を追加、消防費160万1千円の減額、教育費1千910万円を追加するものでございます。繰越明許費につきましては4件を変更するものでございます。地方債につきましては1件を追加し、2件を変更するものでございます。

議案第27号は、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、令和2年度中に予定していた介護施設の改修に対する補助金交付につきまして、新型コロナウイルス感染症の施設内感染拡大により、改修工事が中断し、本年度中に事業の完了が見込めないため、繰越明許費の設定を行うものでございます。

議案第28号は、令和3年度八街市一般会計補正予算についてでございます。本議会におきまして、令和3年度八街市一般会計予算を提案させていただいたところでございますが、今回、追加提案いたしました補正予算は、国の令和2年度第3号補正により追加され、令和3年度に繰り越される、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、八街市独自の事業として、感染拡大防止策や地域経済活動支援等に対応するための予算の補正を行うものでございます。

それでは、ご説明いたします。この補正予算は、令和3年度八街市一般会計予算の議決後の額に2億7千521万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を223億521万7千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金2億7千210万8千円、繰入金310万9千円を追加するものでございます。歳出につきましては、民生費2千979万7千円、衛生費1千470万円、商工費2億153万9千円、教育費2千918万1千円を追加するものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

議案第25号から議案第28号の質疑、討論及び採決は、本日の日程第4で行います。

続きまして、日程第3、議案第3号から議案第24号を一括議題とします。

これから、常任委員長及び特別委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は、委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんのでご了承願います。

それでは、常任委員長及び特別委員長の報告を求めます。

最初に、木村利晴総務常任委員長。

○木村利晴君

総務常任委員会に付託されました案件2件につきまして、去る3月2日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、報告申し上げます。

議案第3号は、八街市財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、財政事情と業務の状況を説明する書類について、現在の公表期日では、一部の記載内容を見込値で公表せざるを得ないことから、確定値で公表できるように改正をしようとするものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号、令和2年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されたのは、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入全款、歳出1款議会費、1項10目及び3項を除く2款総務費、4款衛生費のうち1項7目、8款消防費、11款公債費、第3表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から「歳入では、令和元年度の災害分の精算として5億円の特別交付税のうち、2億2千400万円の減ということで、約半分の返納となるが、災害復旧に確実に対応できたのか」という質問に対して、「今回、特別交付税が大きく減となっておりますが、令和2年度予算を組んだ昨年の今頃は、令和元年度の災害復旧分として、令和元年度分の特別交付税とさらに繰り越していた分として、令和2年度も特別交付税を多く見込んでいました。実際はそのほとんどが令和元年度中に収入となっており、約2億2千400万円程度が令和元年度分の災害分の交付税として処理されています。災害復旧については、住宅の関係が一部、また、農林水産の農業経営者の方々の方についても一部残っており、繰越しになります。この大きな2点が残っていますが、そのほかについてはほぼ完了しています」という答弁がありました。

次に、「住宅等はまだ手当てされていないと感じているが、これだけの返納をしてよいのか。住宅等はいつ頃までに手当てができるのか」という質疑に対して、「被災住宅の支援については、被災住宅の修繕緊急支援事業補助金という形で、令和元年度から事業を行い、罹災証明書が3千件程度あったうち、約1千件、約3割の方から申請をいただきました。事業終了の広報活動を行った上で、1月29日をもって受付を終了いたしました」という答弁がありました。

次に、「財産売却収入について、土地の売却収入として計上されている赤道の売却という
ことだったが、売却に至った背景は」という質疑に対して、「この赤道については、現在、
赤道としての機能がなく、将来的にも機能を確保する必要がない場所であったため、地権者
の申請を受け、払下げをしました」という答弁がありました。

次に、「今後も要望や相談があった場合は、今回と同様に土地を売却し、収入にしていく方
向性なのか」という質疑に対して、「隣接する地権者からの申請に基づいて行いますので、
今後も申請があれば、適正に判断して対応していきます」という答弁がありました。

次に、「消防債の防災備蓄倉庫整備事業の説明の中で、コロナ対策等という説明があったが、
場所、内容、経緯等は」という質疑に対して、「防災備蓄倉庫の設置場所は、中央公民館と
スポーツプラザの2か所の予定です。新型コロナウイルスなどの感染症対策として、段ボー
ルベッドや飛沫防止用の段ボールパーティション等を購入しましたが、かなり場所を取りま
す。そのため、現状の備蓄倉庫では保管しきれず、中央公民館等に仮置きしている状況で
すので、それらの保管場所として整備します」という答弁がありました。

次に、「歳出2款では、応援給付金による街づくり基金費に関して、ふるさと納税は2千万
円強の増額だったとの説明があったが、件数としては何件の増加であったのか。また、ふる
さと納税の件数等はどのくらいあったのか」という質疑に対して、「昨年の12月末までの
ふるさと納税の通常分として4千204件、額では6千171万8千円の収入がありました。
それ以外で、一昨年の災害分の寄附として3件、25万円。今年度のコロナ関係で募った寄
附金として4件、80万円の寄附があり、合計で4千211件、6千276万8千円です。
今年の3月までの推計では670件、965万円程度の増額を見込んでいます」という答弁
がありました。

次に、「歳出8款では、防災費の国土強靱化地域計画策定業務の311万4千円の減につい
て、予算では768万9千円だったので、約半分の減という結果になっているが、減に至っ
た経緯は」という質問に対して、「この委託業務については、一般競争入札により減額にな
りました」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げ
ました。

何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告
を終わります。

○議長（鈴木広美君）

ここで、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、加藤弘文教福祉常任委員長。

○加藤 弘君

文教福祉常任委員会に付託されました案件13件につきまして、去る3月3日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第5号は、八街市郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、中央公民館2階中会議室を仮展示室として郷土資料館を再開することについて、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「当分の間とはいつ頃までか」という質疑に対して、「現段階では、いつまでとは具体的なことは申し上げられませんが、早期再開を待ち望む市民の声もあり、早急に方向性を検討したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「2階の会議室を利用するということが、これまで会議室を利用していた方が、会議室を借りられなくなってしまうということはないのか」という質疑に対して、「中会議室を利用して郷土資料館を再開するので、利用者の方々にはご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。これまで郷土資料館を利用したことがなかった方々も、公民館でのサークル活動などの帰りにお立ち寄りいただけるのではないかと期待しています」

採決の結果、賛成全員のもと、原案の可決と決定しました。

議案第6号は、八街市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、平成30年度介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件についての経過措置の延長及び要件の緩和について、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「人材確保に関しては、現在どのような状況なのか」という質疑に対して、「主任介護支援専門員は、資格を得るまでに介護支援専門員として実務期間が5年必要であったりと、ハードルの高い要件があり、どの事業所でも苦勞していると伺っています。八街市の状況としては、指定事業所は14か所あり、現時点では、主任介護支援専門員ではなく、介護支援専門員が管理者となっている施設は3か所と伺っています」という答弁がありました。

次に、「著しく困難、やむを得ない理由というのは、資格者をすぐに雇用できない等の事情ということは理解できたが、令和9年まで、ただ延長するのは芳しくない。主任の資格取得に5年の実務経験が必要なのであれば、毎年事業所に対して指導等が必要と考えるが」という質疑に対して、「事業所に対しては、毎年監査を行ったり、資料を提出していただいて、運営状況を把握しています。その際に、管理者の状況について逐一把握をしながら、条例に沿った形で指導していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「主任介護支援専門員は定期的な資格の更新があるそうだが、資格を更新しない例もあると聞く。八街市においては、介護支援専門員の現状は」という質疑に対して、「主任介

護支援専門員の資格は5年ごとの更新です。主任介護支援専門員及び介護支援専門員の人数を市としては把握していませんが、現状では、主任介護支援専門員の方を置いて、運営している事業所がほとんどです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号、令和2年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳出2款総務費のうち1項10目及び3項、3款民生費、4款衛生費のうち1項1目から3目、9款教育費、第2表繰越明許費補正1追加のうち2款総務費についてです。

審査の過程において委員から、「歳出3款では、扶助費の寝たきり身体障害者入浴サービス費について、コロナ禍における利用者数は」という質疑に対して、「現在大人2人、子ども2人です」という答弁がありました。

次に、「生活困窮者自立支援の住居確保給付金について、申請者数と受給者数は」という質疑に対して、「12月末現在で、申請者数は74件、支給決定数は65件です」という答弁がありました。

次に、「社会福祉総務費の民生委員、児童委員の人数の確定による報償費の減額とのことだったが、現在、定員数に対して何名足りていないのか」という質疑に対して、「民生委員の定数は94名です。実人数は91名です」という答弁がありました。

次に、「国保の356万4千円の繰出金について、低所得者への保険税の低減対象はどのくらいを見込んでいるのか」という質疑に対して、「令和2年度の決定額では、7割軽減が3千493世帯、5割軽減が1千673世帯、2割軽減が1千485世帯で、全体で6千651世帯です」

歳出4款では、「母子保健費の高校生の医療費について当初の予定人数よりも申請された人数が少なかったとのことだが、実際の申請数は」という質疑に対して、「昨年の8月から医療費助成として制度を開始し、今年3月までの見込みを含めて631件を見込んでいます。2月末までの実績では283件です」という答弁がありました。

歳出9款では、「八街南中学校の大規模改修工事について、工事は完了して使用できる状況なのか」という質疑に対して、「工事は1月に完了しており、体育館は現在使用していません」という答弁がありました。

次に、「教育振興費について、特別支援教育の就学援助の予算が200万円の減額だが、受給率はどのくらいなのか」という質疑に対して、「受給率では回答ができませんが、当初予算の大体半数を少し超えるくらい的人数が受給人数です」という答弁がありました。

次に、「学校建設費について、工事費の確定により3千800万円の減額と説明がありました。当初予算では、1億5千400万円でしたが、約25パーセント減額ということで、この工事では、なぜこれほどの大きな差が出たのか」という質疑に対して、「当初予算の計上段階において、実施設計の段階で、概算でおおむねの予算を計上しました」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第11号は、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号は、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第16号は、令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「財政調整繰入金が昨年の1千円に対して、今年度は4千364万9千円となっている経緯は」という質疑に対して、「財政調整基金以外の歳出に合わせた歳入の確保を心がけたところでございますが、財源の調整がつかなかったことから、基金からの繰入れをすることで、歳入、歳出の調整を図ったものです」という答弁がありました。

次に、「コロナ禍による国保の加入者数は増えたか」という質疑に対して、「国保の加入、脱退の状況は、令和2年4月から令和3年2月までの11か月間では、社会保険を離脱して国保に加入した方が2千305名です。一方、社会保険に加入して、国保を離脱した方は1千730名です。全体として、加入者が4千219名、脱退者が4千128名で、若干加入が多い状況です」という答弁がありました。

次に、「昨年度はコロナによる国保税の減免があったが、来年度の方向性は示されているのか」という質疑に対して、「減免については何も示されていませんが、傷病手当については財政支援を6月末まで延長するという通知を受けています」という答弁がありました。

次に、「保険者努力支援分特別調整交付金が減った理由は」という質疑に対して、「今年はコロナ禍により、健診の受診率がかなり下がっているなど、努力者支援制度ある項目の数値の減少が見受けられるため、減少で予算に計上しています」という答弁がありました。

次に、「繰入金について、4千364万9千円を繰り入れてやりくりができていているという説明があった。国保財政は広域化後、年々厳しくなっているように思うが、状況はどうか」という質疑に対して、「平成30年から、公費3千400億円の投入があり、国の財政支援が充実しており、平成30年から県に財政基盤が移ったと同時に、財政支援金を利用し、赤字運営をしている市町は少なくなっています。財政面だけ見れば、健全な方向に運営されています」という答弁がありました。

次に、「人工知能を活用した特定健診受診率向上事業について、令和3年度において、どのくらい向上をさせる目標があるのか」という質疑に対して、「令和元年度は35パーセントと、県内では白子町に次いで大きな伸び率になっています。その目標を達成できるように取り組んでいかなければと考えています」という答弁がありました。

反対討論が次のようでありました。

「国保税収は約17億8千700万円と、前年度比で、約1億7千347万円の減額見込み

です。市民の収入が減る中、国保税の7割軽減世帯は、軽減世帯の中でも特に増加しています。生活困窮による国保税滞納者に対するペナルティーはさらに市民生活を苦しめます。資格証明書交付の中止、また、限度額認定書の交付が必要だと思います。

歳出については、1人当たりの医療費が年々増加しています。平成29年度には22万5千900円、平成30年度には23万5千412円、そして、令和元年度には24万8千147円と増加しています。こうした中で、新年度は、新型コロナウイルスに感染した方に傷病手当金が計上されました。これは国保制度の在り方として本当に朗報だと思います。

また、今年度は、新たに保健衛生普及費の中で糖尿病性腎症重病化の予防事業、また、糖尿病性の腎症重症化予防事業支援プログラムが新たに予定されています。病気の重症化予防として、本当に必要な制度が新たに始まることは本当にいいと思います。

事業費の増額見込みにより、令和3年度から、国保の課税限度額を3千円引き上げて99万円としましたが、国保税制の抜本的解決にはつながらないと思います。国民の健康と命を守るために、国に財政的支援を強く求めてほしいと思います。国による1兆円の公費負担増で、国保税を約4割減額できる可能性があるわけですから、誰もが安心できる国保税制にすることを求め、議案第16号に反対します。」

次に、賛成討論が次のようがありました。

「本市の国民健康保険は、少子高齢化の進行や就業構造の変化などに伴い、制度の支え手である現役世代の被保険者が減少しており、国保運営の根幹となる保険税は減少傾向にあります。一方で、高齢化の進行などにより、1人当たりの医療費は年々増加する傾向にあり、国民健康保険を取り巻く環境は、従前に増して厳しい状況が伺えます。

令和3年度国民健康保険特別会計予算では、国保運営の根幹である保険税は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済の影響などにより、世帯所得の減少と地方税制度の改正に伴う基礎控除額の引上げによる課税所得の減少などにより、令和2年度予算と比較して、1億7千300万円も減少を見込んでおり、厳しい国保運営がうかがえます。

こうした中、医療費の適正かつ効率的な運営を図るため、マイナンバーカードと保険証の一体化によるオンライン資格確認制度運用に向けた取組の推進、保健事業においては、特定健康診査の受診率向上に向けた人工知能AIを活用した健診未受診者に対する受診勧奨費用を昨年度と同様に計上し、新たな取組として、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者、受診中断者について、適切な受診勧奨を行う糖尿病性腎症重症化予防事業、未受診者勧奨プログラム、糖尿病性腎症の発症、重症化のリスクのある方へ保健指導を行う糖尿病性腎症重症化予防事業支援プログラムに係る費用を計上した予算編成となっています。

国民健康保険は、被保険者である市民の皆さんの健康を守るという重要な役割を担う制度であることから、安定的で持続可能な制度とするために、千葉県と連携して、国民健康保険事業の運営にあたり、保健事業の充実、医療費の適正化、保険税収納率向上に向け、一層取り組んでいただくことを要望し、令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算について賛成します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第17号は、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「雑入において、県からの受託費として、歯科口腔健康診査事務受託費6万9千円があるが、歳出にはどのように反映されているのか」という質疑に対して、「一般管理費の中の通信費、消耗品費にこの財源が入っています」という答弁がありました。

次に、「歳入の保険料の均等割の軽減特例が令和2年度までだったと思うが、令和3年度はどのようになっているか」という質疑に対して、「軽減特例は7.75割軽減だったものが、令和3年度から7割軽減になり、本則の軽減に戻ります」という答弁がありました。

次に、「後期高齢者医療保険の予算が前年から2千55万9千円の増額になっている。軽減特例措置の廃止により7割の本則になった人たちへの影響は」という質疑に対して、均等割が7.75割軽減が7割に減少することにより、9千700円の保険料負担が1万3千円の保険料負担になります。影響見込みとして1千800人くらいの人たちに影響があると考えています」という答弁がありました。

次に、「広域連合納付金は毎年増えているが、八街市の後期高齢者1人当たりの医療費はどのくらいなのか」という質疑に対して、「1人当たりの医療費は、令和元年度では82万682円で、県下では30位です。県全体で見ると、医療費は年々増加しています」という答弁がありました。

反対討論が次のようがありました。

「保険料は2年後との制度見直しのたびに引き上げられてきました。令和2年度の見直しにより、1人当たりの保険料基礎額2千400円増額の4万3千400円に引き上げられました。また、令和元年度に基礎額の8割を軽減されていた低所得者の保険料は、国の軽減特例措置の段階的廃止により、本則の7割軽減となりました。年金が18万円の方の後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額は3万1千900円です。年金額18万円の17.7パーセントを占める大変厳しい状況です。保険料引上げでは、年金の額が低過ぎるために、働いて暮らしを支える高齢者の暮らしから安心を奪ってしまいます。

国の施策によっては、年金の削減、消費税増税が実施され、高齢者の暮らしは厳しくなっています。国による保険料の軽減特例措置は廃止にすべきではなく、継続が求められています。重病になるのを防ぐためにも、早めに通院をしていく、そういう予防も必要です。

しかし、令和4年度後半から、国は、75歳以上の高齢者の医療費窓口2割負担を導入しようとしています。病気になりやすく、受診する機会が多くなる高齢者の窓口負担額は、受診抑制、健康悪化を招き、医療費の増大につながる可能性があります。また、2割化による現役世代の負担軽減は、月に僅か67円程度で、現役世代と負担を公平化するという建前は理論的に破綻しており、引上げを断念すべきと専門家や様々な方面の方々が提言しています。

75歳以上の高齢者をほかの年齢の人と切り離すと、後期高齢者医療制度は、2008年に国民の大反対を押しきって創設されました。医療費が増えれば、被保険者の保険料が際限な

く引き上がる、この制度は高齢者の生活を圧迫します。また、他の世代の保険料支援金も高額になります。

繰入金については、令和元年度は前年度比で約506万円増、令和2年度は873万円増でした。令和3年度予算では1千101万円増と市の負担も増えています。

後期高齢者医療制度は廃止すべき制度だと思いますが、当面、国による十分な財政措置が必要であり、国民や自治体の負担を減らす施策が求められます。

以上の理由から、議案第17号に反対します。」

賛成討論が次のようがありました。

「後期高齢者医療制度は、平成20年度の創設以来、高齢者の方が安心して医療を受けられる仕組みとして、様々な取組がなされてきました。その1つである保険料均等割の軽減特例については、平成29年度からの段階的な見直しがされてきました。令和3年度からは、令和2年度の7.75割軽減から7割軽減となってしまいます。しかし、介護保険料軽減の拡充などで被保険者の負担増とならないよう配慮がされ、歳出についても被保険者等の急増により、保険者である広域連合への負担金が増加する中で、引き続き、人間ドック等の助成のための長寿健康増進事業補助金を計上し、医療費の削減や健康保持のための努力が伺えます。

保険料の収納が低迷する中、対象者である高齢者の生活実態の把握に努め、適切な業務遂行を図っていただくとともに、今後も千葉県や広域連合との連携を図りながら、被保険者である高齢者の方々のご理解をいただき、持続可能な安心できる医療制度の構築に一層の努力をしていただくよう要望し、令和3年度後期高齢者医療特別会計予算について賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第18号は、令和3年度八街市介護保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「補助金1千746万3千円の内容は」という質疑に対して、「介護事業所の防災対策として、非常用自家発電設備の整備に対する補助金を2施設分計上したものです」という答弁がありました。

次に、「認定審査会の会費の項目で、認定審査会の審査までの日数が非常にかかっていたことについて、改善されたのか」という質疑に対して、「介護認定申請から認定日までの期間においては、基本的に30日以内となっています。令和2年度については、令和2年度1月現在、全申請のうち30日以内に認定された割合は47.4パーセントとなっており、前年度に比べ大幅に改善されました」という答弁がありました。

次に、「介護予防サービス等諸費について、1千万円減額されているが、減額された要因は。また、高齢化が進む中、予防サービスが増えてしかるべきと思うが、その積算根拠は」という質疑に対して、「介護予防サービス給付事務費の減額については、令和2年度の実績に基づいて積算しました」という答弁がありました。

次に、「それに対して、高額介護サービス等費は1千万円の減額となっているが、これも実績によるものか」という質疑に対して、こちらについても実績を基に計算しています。要介

護度の上がっている方が増えているため、増額としています」という答弁がありました。

次に、「包括支援事業費・任意事業費の委託料の配食サービス業務、おむつ支給業務の詳細は」という質疑に対して、「配食サービスについては月500食、おむつ支給事業は月180人を見込んで積算しています。これは、令和2年度と同程度となっています」という答弁がありました。

次に、「歳入、地域支援事業繰入金について、減額の理由は」という質疑に対して、「介護予防・生活支援サービス事業、一般介護事業の予算額が減となったことにより減額となっています。また、令和元年度の実績なども勘案して積算しています」という答弁がありました。

次に、「介護予防生活支援サービス事業の予算が1千856万2千円の減額となっているが、介護予防のサービスの利用ができなくなるのか」という質疑に対して、「この減額については、サービスを制限するものではありません。令和元年度の実績から減額となったものです」という答弁がありました。

反対討論が次のようがありました。

「次期制度では、介護保険料は据置きということで、市民の皆さんも介護保険料が上がらなくてよかったと喜んでいますが、保険料10段階のうち、1から3段階の保険料軽減により、2千474万3千円の予算が減額となりました。しかし、介護保険料は減額になったものの、後期高齢者医療保険料は増額です。年金額が18万円の方の令和2年度介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計は3万1千900円、年金額の17.7パーセントを占めます。これに生活費に係る消費税10パーセントがあります。どうすれば保険料を支払って暮らすことができるのか。できるはずがないというのが私の実感です。生活保護受給につなげていただきたいと思います。

保険料第1段階、年金収入18万円の方については、収入に対する保険料率は10.5パーセントですから、本当に厳しい状況です。同じ第1段階でも、所得80万円の方が所得の2.4パーセントですから、矛盾があると思います。所得段階を別々に分けるべきであると考えます。

低所得者の保険料軽減を実施したものの、収入が最も低い人の負担率が最も高いことは以前と同じです。令和元年度及び令和2年度における所得段階1の人数は、約3千810人です。また、令和元年度の普通徴収の滞納者は、保険料第1段階で247人です。こういう方々に、滞納したからといって、サービス給付の制限を実施してはなりません。誰もが払える保険料にするよう求めます。

八街市は、障がい者控除認定書を送付してくださっているということなので、引き続き送付をお願いいたします。そして、今後、所得が低い方々が入所されている特養ホーム多床室の利用者に対する補足給付、食事の限度額変更による利用者負担額が計画されていますが、これは中止を求めます。

4月で発足から21年になる介護保険制度を誰もが安心して利用できる制度にするよう求めます。議案第18号に反対します。」

賛成討論が次のようでありました。

「本市の令和2年12月末日現在、高齢者の人口は2万1千160人となり、人口に占める高齢者の割合は30.72パーセントに達し、2千904人の方が要支援、要介護認定を受けている状況です。

介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者人口9千135人、要介護認定者839人と比較すると、高齢者人口は3倍に増え、要支援、要介護認定者数は約3.7倍に増加するなど、より一層の高齢化が進み、介護を必要とする方も年々増加しています。

高齢者が必要なサービスを十分に受けられるよう、介護給付費が年々伸びていく中で、市民の健康寿命を延ばすため、また、介護保険料の上昇を抑制するための施策として、運動、栄養、口腔機能低下の防止を目的とした介護予防教室の開催など、介護予防事業の充実が図られるものとなっています。

令和3年度第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の初年度です。施設整備においては、令和3年度、八街南中学校区に小規模多機能型居宅介護事業所が新規開所され、複合的な介護サービスが提供され、さらなる介護施設の充実が図られるものとなっています。

令和3年度においても、引き続き健全な財政運営、被保険者の立場に立った保険者としての責務を十分に認識しつつ、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施策を実施していただくこととともに、きめ細かな介護サービスの提供を要望し、令和3年度介護保険特別会計予算について賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第21号は、八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、令和3年厚生労働省令第9号により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「指定地域密着型サービスの事業所から相談等は挙がってきているのか」という質疑に対して、「今の時点で、この改正による義務化等についての相談はいただいておりません。今後、各事業所において、集団指導の中で改正について周知を図っていきます。また、その中で相談があればお話を伺います」という答弁がありました。

次に、「仕事量が義務化されることにより、報告義務が発生すると思う。それによる費用面の負担もあると思うが、それに対する行政からの支援は」という質疑に対して、「この条例改正により、事務量への影響はあると思います。今の段階では、それに対する財政的な措置はありません。令和3年度以降は、介護報酬の改定により、0.7パーセント程度の上昇を見込んでいるため、その中で措置されるものと考えています」という答弁がありました。

次に、「事業所に対しての義務項目が追加されたと認識しているが、例えば義務項目を守っていかない事業所は通常の運営ができなくなるのか」という質問に対して、「令和6年3月31日までは努力義務になっていますが、4月1日以降は義務になります。そこに移行する

段階で、この義務化ができない事業所があるのかは現段階では申し上げられませんが、定期的な事業所への指導、相談により、きめ細かに対応していきたいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第22号は、八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、令和3年厚生労働省令第9号により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第23号は、八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、令和3年厚生労働省令第9号により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第24号は、八街市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、令和3年厚生労働省令第9号により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告を申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

ここで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

これで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

（休憩 午前11時01分）

（再開 午前11時11分）

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き会議を始めます。

次に、各麻子経済建設常任委員長。

○角 麻子君

経済建設常任委員会に付託されました案件8件につきまして、去る3月4日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第4号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地利用最適化交付金を活用するため、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員からは、「この交付金は、農業委員以外に、推進委員にも農地利用の最適化の推進活動のために新たに人件費に充当されるものと思うが、八街市の交付金の見込額はどうか」という質疑に対して、「令和3年度では、委員の皆さんが毎月1日以上、農地利用最適化の推進活動を行い、その活動のうち、集積集約化の活動が全体の30パーセントと見込み、1人当たり月6千円を12か月分で7万2千円。農業委員と推進委員が合わせて29名おりますので、208万8千円を見込んでいます」との答弁がありました。

次に、「活動の評価について、全て本人が行うようになっているが、交付金事業の中には返還規程もあると思う。この評価の検証は、農業委員会としてどのように行うのか」という質疑に対して、「毎月、農業委員及び推進委員から提出される活動記録簿によって確認いたします。これは、会計検査の対象となるため、毎月活動記録簿を検証、調査し、その交付金の活動になるものを確定した中で交付申請をしていきたいと考えています」との答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第7号は、八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、所得税法の改正により、引用する法律及び用語について所要の改正をしようとするものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第8号は、八街市下水道事業運営審議会条例の制定についてです。

これは、下水道事業の円滑な運営を図ることを目的に、下水道事業運営審議会を設置するため、条例を制定しようとするものです。

審査の過程において委員からは、「審議会を設置する上での構成メンバーの有識者とは、どういった方を想定しているのか。また、下水道事業という専門性のような様々な知識が必要になってくるが、市民公募の要件はあるのか」という質疑に対して、「有識者の例としては、先行している他市の例として、市内在住の大学教授、公認会計士、事業経営者等が挙げられ

ます。そのほか、オブザーバーとして、県の下水道事務所の所長などを選任している例がありますので、参考にしていきたいと考えています。公募については、下水道使用者の中から1名となっていますが、現在はまだ白紙の状態です。こういった方を選定していくのかはこれから検討していきたいと思っております」という答弁がありました。

次に、「内訳としては、有識者が何名など、審議会を構成するメンバーの内訳は決まっているのか」という質疑に対して、「まだ細かくは決まっています。公募による1名については、八街市審議会等の委員の公募に関する規則において、審議会の人数に応じて公募が何人以上と定められており、本審議会は8名としていることから、公募を1名としています。それ以外の委員に関しては、バランスよく選任したいと考えています」との答弁がありました。

次に、「審議会の会議を開催する頻度は」という質疑に対して、「今現在は、年に1回程度と考えています。下水道使用料など、運営上必要な事項が生じたときに開催しようと考えており、基本的には年に1回程度だと考えています」との答弁がありました。

次に、「人口減少による収入の確保や、施設の耐震化などの課題を解決していくために、審議会を構成して調査するという目的のためには、年1回程度の審議会の開催では少ないのではないのか」という質疑に対して、「審議会の開催回数については、令和3年度の予算は第1回の会長などを決めたりするための1回を予算計上しています。議員の言われたとおり、解決しなければならない様々な事案があります。状況は刻々と変わってくる場合もあり、補正をしながら回数を増やしていくことになろうかと思っております」との答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第9号、令和2年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳出4款衛生費のうち1項6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費、第2表繰越明許費補正1追加のうち5款農林水産業費についてです。

審査の過程において委員からは、「歳出5款では、被災農業施設等復旧支援事業の項目別の実績は」という質疑に対して、「パイプハウスが2千208棟、倉庫が138棟、そのほか、機械、井戸などの小屋が42件となっています」という答弁がありました。

次に、「この支援事業の中に、営農を継続することを前提とするところがあるが、一昨年の一連の災害の中で営農を断念した事例はあるのか」という質疑に対して、「件数までは把握していませんが、施設栽培から露地栽培に切り替えた方はいらっしゃいます」という答弁がありました。

歳出6款では、「補償保険及び賠償金について、件数と業種は」という質疑に対して、「件数は1件で、業種は製造業です」という答弁がありました。

次に、「消費生活対策費について、新型コロナウイルス感染症の拡大による消費生活の相談を受けた件数や内容は」という質疑に対して、「消費生活センターに寄せられた相談件数は、1月末現在で448件です。内容については、新型コロナウイルス感染症によりインターネット通販を利用される方が増えていることから、それに関連した内容が増えている状況で

す」という答弁がありました。

次に、「商工業振興費は、当初予算では約174万円が計上されている。商工業についてもっと促進していかなければならない中で、補正して減額ではなく、増額して、八街市の商工業がもっと振興していくようにとの願いがあるが、どう考えているのか」という質疑に対して、「今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まっておらず、イベント等への参加は難しい状況でした。しかし、市外に向けて出店してPRすることは効果が高く、出店先の地域の方々との交流を図ることができます。今回は減額となっておりますが、今後もこの事業については継続していきたいと考えています。また、今後の商工業の活性化につながるものとしてのコロナ禍でのやり方について、今後も引き続き検討していきたいと思います」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第13号は、令和2年度八街市下水道事業会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第14号は、令和2年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第19号は、令和3年度八街市下水道事業会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「業務予定量のうち、処理区域内人口が1万9千333人となっておりますが、世帯数では何件か」という質疑に対して、「8千728世帯です」という答弁がありました。

次に、「処理区域内の人口は、昨年からどれぐらい増加しているのか」という質疑に対して、「令和2年度予算編成当時の処理区域内人口は1万9千621人、今回の予算編成時の処理区域内人口は1万9千333人で、288人、1.5パーセントの減少です」という答弁がありました。

次に、「処理区域内で下水に接続していない人口はどのぐらいの比率になるのか」という質疑に対して、「接続している世帯は7千680世帯、接続していない世帯は1千48世帯です」という答弁がありました。

次に、「処理区域内で下水に接続していない世帯にどう働きかけていくのか」という質疑に対して、「今後については、まだ下水道に接続されず、浄化槽で処理されている方がいますので、広報やちまたやホームページ等でお知らせしているところです。また、建て替え等の機会には、公共下水道に速やかに接続してもらえようお願いしている状況です」という答弁がありました。

次に、「埋設されている下水管の耐用年数は」という質疑に対して、「コンクリート製品だと耐用年数は50年と言われていますが、流れている水質により若干異なります。八街市の場合は、昨年のストックマネジメント計画、長寿命化計画等で管路にカメラを入れて調査を進めており、その段階ではひどい腐食等は見られていません。また、現在、八街市においては、耐用年数を過ぎている管はありません」との答弁がありました。

次に、「今後の交換工事の予定は」という質疑に対して、「調査していく中で、強度が保たれていない箇所があれば、計画的に補修工事を行っていきます」との答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第20号は、令和3年度八街市水道事業会計予算についてです。

審査の過程において委員からは、「給水件数が増えているが、年間の総排水量が減っている原因は」という質疑に対して、「給水件数は増えていますが、給水人口が決算を含め減少しています。その原因としては、節水型の給水機の普及などにより、1人当たりの使用量が減少しているためと考えています」という答弁がありました。

次に、「今後の給水件数の伸びは」という質疑に対して、「戸数ではなく、給水人口になりますが、平成27年度が3万7千833人、平成28年度が3万7千491人、平成29年度が3万6千959人、平成30年度が3万6千401人、令和元年度が3万5千835人と、給水人口は減少しています」という答弁がありました。

次に、「来年度の給排水管の更新工事の計画は」という質疑に対して、「来年度の更新工事は3本を予定しており、距離数は349メートルを予定しています」という答弁がありました。

次に、「更新工事が大変少なく、計画の見直しが必要かと思うが、財政的な事情によるのか」という質疑に対して、「財政的な面もありますが、管路と併せて、水を送るための排水場、排水ポンプもろもろの電気設備の老朽化が進んでおり、そちらの改修も同時に進めていく必要があります。管路だけ集中して更新工事を行うのは難しい状況です」という答弁がありました。

次に、「給水件数が1万5千371戸とのことだが、これは市全体の戸数の何パーセントになるのか」という質疑に対して、「普及率ということであれば、51から52パーセントです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

ここで経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

これで経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、小高良則予算審査特別委員長による報告をお願いいたします。

○小高良則君

予算審査特別委員会に付託されました案件1件につきまして、議長を除く19名で特別委員会を設置し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりです。

本特別委員会は、3月定例会初日の2月15日に設置され、議案第15号、令和3年度八街市一般会計予算について付託されました。

歳入歳出予算総額220億3千万円の審査を行うため、3月9日、10日、11日、15日の4日間、本会議場において、総務常任委員会所管事項、経済建設常任委員会所管事項、文教福祉常任委員会所管事項及び総括について、市長、副市長、教育長及び関係部課長等の出席を求め、詳細な説明を聴取しつつ、慎重に審査を行いました

最後に討論がありました。反対討論が1委員より、賛成討論が2委員よりございました。

その結果、議案第15号、令和3年度八街市一般会計予算について、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

予算審査特別委員に付託されました案件に対する結果について、ご報告申し上げます。

以上をもちまして、委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

ここで、予算審査特別委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

これで予算審査特別委員長報告に対する質疑を終了します。

ここで、加藤文教福祉常任委員長より発言を求められておりますので、それを許します。

加藤弘文教福祉常任委員長。

○加藤 弘君

先ほど、議案第18号、令和3年度八街市介護保険特別会計予算についての中で、賛成討論の中で、要介護認定者839人と比較すると、高齢者人口は3倍に増えと報告をいたしましたが、私の方のミスで、2.3倍でしたので、訂正させていただきます。

○議長（鈴木広美君）

以上で各常任委員長及び特別委員長の報告、質疑を終了いたします。

議案第3号から議案第24号の討論受付及び昼食のため休憩といたします。討論受付は11時50分までをお願いいたします。午後の会議は午後1時10分より再開をいたします。

以上です。

（休憩 午前11時31分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

議案第15号に対し丸山わき子議員、石井孝昭議員、木村利晴議員、桜田秀雄議員から、議案第16号に対し京増藤江議員、小菅耕二議員から、議案第17号に対し京増藤江議員、栗林澄恵議員から、議案第18号に対し京増藤江議員、小高良則議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第15号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第15号、令和3年度一般会計予算に対する反対討論を行います。

一昨年の台風、また、昨年からの新型コロナウイルス感染症への対応と、また、職員の皆さんの懸命な取組に敬意を表するものであります。

新年度は、市財政逼迫の中、新規事業、拡充を合わせて、28事業の9億7千万円、総額220億3千万円の当初予算となりましたが、コロナ禍で何より優先すべきは、新型コロナウイルスの感染防止の対策や、市民生活が成り立つ経済対策が求められています。

新年度予算のコロナ対策費は学校、保育園、幼稚園、庁舎等、5千900万円を計上しておりますが、感染抑止のためのPCR検査、保護、追跡の抜本的強化をし、独自の施策として予算確保することが必要ではないでしょうか。

国民、市民生活が大変な中、政府の新年度の社会保障の予算は、自然増1千300億円を削減し、介護報酬では0.7パーセント引き上げるとしましたが、0.05パーセント分は新型コロナウイルス対応分として、21年9月末までの時限措置であり、度重なる報酬引下げや、コロナ危機による現場の疲弊を打開するには程遠い水準であります。

サービス利用では、低所得者の施設入所の食費、居住費を補助する補足給付について、8月から負担増を実施するとしており、本市では特養ホーム、ショートステイ利用者の64パーセントが対象となり、入居費用の支払いに不安を抱える方が多数発生することは明らかです。さらには年金給付が500億円削減です。コロナ禍の下で、負担増は実施すべきではありません。

一方、コロナ危機に乗じて進めようとしているのは行政のデジタル化です。菅政権は、マイナンバーカードの全国民取得をデジタル政府、デジタル社会構築の大前提としています。2022年度末までに全国民に持たせることを方針に掲げ、21年3月から、健康保険証との一体化を開始します。行政手続、年金や公金の給付、学校教育での活用、各種免許や国家資格証など、生活のあらゆる分野でマイナンバーカードを使ったデジタル化を進めようとしています。

国からの社会保障、税番号制度関連事務費は5千645万8千円、前年度比392.4パーセント増となっています。

八街市のマイナンバー交付率は、令和3年2月28日現在、26.1パーセントであり、新年度は7千枚、36パーセントの交付目標としています。

マイナンバーカードの利用を国民生活の様々な分野に拡大することに対し、個人情報の集中

や国家による一元管理の危険が指摘されています。国民が望んでいるわけではない全員取得を押しつけるべきではありません。

役所に行かずに、あらゆる行政手続きができると利便性を強調しますが、デジタル機器を使いこなせない人は行政サービスから取り残されるおそれがあります。

もともとマイナンバー制度は、社会保障、税、災害分野において利用されることが目的としています。マイナンバーカードの全国民取得をコロナ危機の中で推進する道理も必要性もありません。根本的に是非を問い直すべき制度であり、国への意見を挙げることを求めます。

いま一つ国の施策を押しつけているのが霞ヶ浦導水事業です。この事業への出資金は、新年度273万円です。八街市も加入する印旛広域水道は、水あまり、人口減少の下で、昨年4月、八ッ場ダムからの受水を開始、今後、霞ヶ浦導水からの受水も計画しています。

しかし、霞ヶ浦導水は、計画策定から35年が経過、いまだ完成しておりません。工事が難航し、2023年度に5回目の事業見直し、総事業費1千900億円から2千395億円に増額、工期を2030年度へ7年間延長しようとしています。

この事業には当初9団体が参加していますが、9年前には、千葉市と東総広域水道が、予定したほど人口が増えず、水源確保の必要性がなくなったとして離脱。今回の見直しでは、埼玉県水、九十九里地域水道が撤退を表明しており、5団体に減少。千葉県の水道で残っているのは印旛広域水道だけとなっています。

2017年度につくられた八街市水道事業ビジョンでは、2019年の給水人口は、予測値3万8千800人、しかし、実際の給水人口は、2019年で3万5千835人となっており、予測値より3千人も少なくなっています。今後も人口も水需要も減少が続きます。

八街市は、八街駅前区画整理事業、クリーンセンター建設では苦い経験があります。駅前区画整理事業では、8億円で購入した土地がいまだに活用が見いだせないまま、塩漬け状態となっています。さらには10万人になると大幅な人口増を見込んで、76億円で建設された大型クリーンセンターのこの間の修繕費は約30億円が投入されてきており、来年度から3か年かけて修繕する計画では、31億円が費やされ、今後13年間には補修維持管理費に63億円、平均すれば1年間に5億円の税金が投入される計画です。

必要以上に大きな建設事業にいまだに振り回され、甘い見積りが今も市財政を苦しめています。霞ヶ浦導水事業で同じ轍を踏むべきではありません。甘い見通しの下で必要のない水源確保に税金を投入することは、今後、市財政と市民への負担を増大されることになります。

今やるべきは、印旛郡市広域で水あまりをきちんと論議し、きっぱりと撤退を表明することです。今ある県水の余剰水の活用、国、県に補助金を要求し、市民の命の水を低廉な価格で提供する取組を求めるものであります。

新年度は新たにオープンする児童館、リニューアルの老人福祉センター、南部憩いの家の3施設を指定管理者制度により管理するとしていますが、導入にあたって、施設間の交流事業の推進、経費節減を図るとし、当初経費節減は37万2千円との説明がありましたが、経費節減どころか、老人福祉センター、南部老人憩いの家だけで1千100万円の増となってい

ます。

一方で、ファミリーサポートセンターの事業が、委託から市直営により598万円減、敬老会事業の見直しにより511万6千円の減となるなど、委託の在り方を見直せば、経費の削減が可能であることも明らかになりました。

国がごり押しする指定管理者制度や委託の導入、各課事業の在り方、原価見積りなど、改めて見直すことで、経費削減への取組が必要です。

市内どこに住んでいても安心して暮らせるために、この間、デマンドタクシーへの切実な声が上がってきましたが、新年度から始まる公共交通計画案では、高齢者外出支援タクシーとしての位置付けは変わらず、改正はタクシー券の上限利用を2枚から4枚に、市外への利用は医療機関限定を外すというものですが、町中心部から離れた地域の市民にとっては改善につながっていません。

今後、乗り合いタクシーではない公共交通実証実験を計画期間内に実施するとしていますが、現在の高齢者外出支援タクシー導入時の実証実験が十分でなかったことを踏まえ、早期の情報提供で、市民と共に練り上げていくことを求めます。

耐用年数を超え、老朽化が激しい市営住宅に対し、笹引団地の転居に向けた予算が計上されましたが、実住団地は建設から65年、榎戸62年、富士見61年、笹引56年、交進53年、朝陽49年が経過しており、環境改善は追い付いておりません。平成30年につくられた市公営住宅長寿命化計画は実態に合っておりません。公営住宅法第1条では、健康で文化的な生活、こうした法の良好な住環境からほど遠く、計画の見直しを早急にすべきです。

コロナ禍で市民生活が圧迫されています。このようなときだからこそ、市民を大切に市政運営が求められます。特に税滞納市民への対応です。

1点目は、真に住宅に困窮する税滞納者への住宅入居拒否は改めるべきです。国はこの間、国税、地方税を滞納していないことを入居要件から削除するとともに、生活困窮者の住宅確保策として、公営住宅の活用を可能としています。税滞納者の市営住宅への入居を一律排除することのないよう、入居条件を見直すべきです。

2点目には、命に関わる国保の限度額認定証の発行の問題です。高額療養費の限度額適用認定は、国民健康法施行規則に基づき、保険料の滞納がないことを確認できた場合に限り行うものとされています。ただし、保険料の滞納があることについて、特別な事情があると認められる場合及び保険者が適当と認める場合には認定を行うものとされており、個別の事情を尊重し、発行すべきであります。税滞納者であっても、完納に向けてきちんと分納誓約を履行している市民の生活再建を支援していくことが行政に求められています。

3点目には、いまだに生活が成り立たなくなるような徴収強化の在り方を見直すことです。滞納者への差押えが増加し、給与、預金が約8割を占めています。滞納者の財産をあらゆる手段で差し押さえるというやり方ではなく、滞納者の生活を立て直しながら相談にあたる方向へ転換し、納税者に親切に接し、苦情、あるいは不満は積極的に解決するよう努めなければならないとする国税庁税務運営方針は、地方税の徴収業務にも当てはまるものであり、度

重なる増税、格差と貧困の広がる中で住民に信頼される税務行政の確立を強く求めるものがあります。

最後に、次代を担う子どもたちの教育問題です。令和2年から、千葉県子どもの読書活動推進計画第4次が始まっており、学校図書館の環境整備と読書活動の充実を図っています。子どもの読書環境を整え、学びをサポートする大切な役割を担っている図書館司書の配置については、地方交付税措置がされていますが、いまだ改善されておらず、全校への計画的な配置を求めます。

また、発達障害の児童生徒に対し、学習活動のサポートを行う特別支援教育支援員は13人に1人配置されていますが、障害に応じた適切な教育を実施する上で人員増が求められます。

コロナ禍で一層明らかになってきた貧困問題をいかに取り組むかも問われています。平成26年に成立した子どもの貧困対策法は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもたちに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を推進するために、地方公共団体は、当該地域の状況に応じた施策を策定することを求めています。具体的な取組について、新年度も見受けられません。就学援助費の受給率引上げとともに、教育費の中で一番負担が大きい給食費の無償化導入を計画的に進めることを求めます。

また、新型コロナウイルス感染拡大の中で、大学生、専門学生が学び続けることが困難になっています。教育を受ける機会の均等を図り、また、貧困の連鎖を断ち切るためにも、市独自の給付型奨学金制度を求め、反対討論といたします。

○議長（鈴木広美君）

次に、石井孝昭議員の議案第15号に対する賛成討論を許します。

○石井孝昭君

私は、議案第15号、令和3年度八街市一般会計予算に関する賛成討論をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国による非常事態宣言が延期をされています。全国的にもコロナ感染者数は減少傾向にはなりつつも、下げ止まりの傾向を示しており、本市においてもコロナ感染者数は増加しております。緊急事態宣言が21日に明ける見込みとなったとはいえ、市民の皆様にご協力をいただきながら、1日でも早く収束できるように努めていくことと、ウィズ・コロナの対策をしてまいらなければなりません。

さて、令和3年度は、八街市総合計画2015後期基本計画の初年度にあたり、人口減少対策など、重点的に推進する施策を「第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と位置付け、推進していく中で、人口減少、地方創生に焦点を当てた予算計画であると理解することができます。

歳入の根幹である市税の適正な確保であります。歳入全体としては72億9千437万円のうち、市民税は33億7千342万9千円となり、前年と比較すると、約2億4千万円の減収見込みであり、固定資産税は29億1千200万円で、前年と比較すると、太陽光発電等

の増収を見込むも、9千200万円の減収となる見込みであります。

新型コロナウイルス感染拡大による市税収の減少見込みに対して、国は、地方交付税の増額や地方消費税交付金等も確保されております。しかしながら、八街市としては、確固たる財政基盤が確立されていないため、臨時財政対策債などの地方債の発行に頼らざるを得ず、地方債の増大は将来の負担がととも憂慮されるところであります。

その地方債における市債は、令和3年度末見込み185億700万円となり、ここ数年は漸増傾向となっております。また、一昨年の災害からの復旧、そして、昨年からの新型コロナウイルス感染症対応の影響により、近年は多額の財政出動が行われております。

市民生活に必要な支出は致し方ないと考えますが、財政調整基金の残高は、令和3年度末見込み、11億500万円となる見込みを示す漸減傾向にあり、今後の基金の活用や積み増しを含む検討事項が課題の1つであると認識しております。

そして、財政手法の1つである計上出資比率は、財政構造の弾力性を測定する比率であり、本市は、ここ数年95パーセントを超え、財政の硬直化が一層顕著になりつつあります。

また、財政力指数は地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年間の平均値であり、本市の直近の数値は0.664となっております。平成25年を基準とすると微増傾向にあるものの、普通交付税の依存度は極めて高い傾向にあります。

今後とも適切な歳入確保に努めていただくとともに、国には必要、かつ適正な財源確保を要望しながら、再考と選択の中に持続可能な行財政運営が図られることと、市民サービスの維持や充実を図ることによって、市民の福祉の増進が進捗されることを願っております。

新年度予算の特徴である総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費の主な新規事業及び拡充事業につきましては、予算審査特別委員会時に賛成討論として述べさせていただきましたので、ここでは割愛をさせていただきます。

令和3年度の八街市当初予算作成作業にあたり、八街市長及び各部の市職員の皆様方には、新型コロナウイルス感染拡大の現状の中、市民の安心、安全の生活の維持向上のためにご尽力をいただいておりますことを深く感謝、御礼申し上げます。引き続きコロナ対策の実施と、後期基本計画に描かれているグランドデザインである街づくりのために鋭意努力をしていただきたいと存じます。

令和3年度の新規事業、拡充事業も含めた全ての各事業や実施計画が着実に施行されることにより、八街市民の皆様福祉の増進が一層図られることを心より祈念申し上げ、私から議案第15号、令和3年度八街市一般会計予算に対する賛成討論といたします。

○議長（鈴木広美君）

次に、木村利晴議員の議案第15号に対する賛成討論を許します。

○木村利晴君

私は、議案第15号、令和3年度八街市一般会計予算に対し、賛成の立場から討論いたします。

2019年12月より中国より発生した新型コロナウイルス感染症は、昨年、猛スピードで世界中に拡散、日本国内でも2020年1月より、多くの感染者が発生いたしました。緊急事態宣言が発令され、感染が収束されつつありましたが、外出自粛規制が緩和されてから、じわじわと夜の世界から感染者が発生拡散し、第2波、第3波が押し寄せました。

年明けには、千葉県を含む11都府県に対し、再度緊急事態宣言が発令され、その後、感染者数は減少傾向にありますが、いまだ収束には至らず、下げ止まったまま医療の逼迫等が続いている状態であります。

市民の皆様におかれましては、職場や学校、家庭内で万が一感染することのないよう、感染防止に努めて、行動自粛を余儀なくされ、長期にわたり心身共に大きなダメージを負いながらの生活に苦慮していることと思っておりますが、私たちも不要不急の外出を自粛し、感染予防に努めてまいりたいと思っております。

さて、令和3年度の当初予算は、前年度比2.4パーセント減の220億3千万円と予算規模こそ減少しておりますが、これまで経験したことのない厳しい環境において、現状の市民サービスを維持しつつ、新たな行政事業である感染拡大防止対策や、コロナ禍での地域経済活性化などの施策、さらには喫緊の課題でもある新型コロナウイルスワクチン接種対応事業など、当初予算のみならず、いわゆる15か月予算として追加補正をして、円滑な作業進行や情報収集を行う体制を築くため、プロジェクトチームを早期に立ち上げたことは大いに評価できるものであります。

このような状況の中で、市長自らの声で青色パトロールカーでの注意喚起、また、防災やちまたで呼びかけるなど、感染拡大を何とか食い止めようとする市長の思い、行動、市の取組に感銘を受けております。そんな市の思いのとおり、早期の収束を願っております。

このような中での新年度の予算の特徴の1つといたしまして、新たな日常を意識した市民サービスの取組に係る予算計上がなされております。前年度に引き続き、小中学校、保育園、幼稚園などの感染症対策として、感染拡大を未然に防止するための消毒液や備品購入費の計上はもちろんのこと、コンビニエンスストアでの住民票や課税証明書等の交付サービスの導入は、市民の皆様にとっては、曜日や時間帯を気にせず取得できることで利便性が向上するとともに、窓口の混雑緩和や非接触型サービスを実現させることは、時代背景に即した新しい側面が反映されており、大いに評価できるものであります。

また、減額が目立つ中で、衛生費が約1億6千万円増額しており、クリーンセンターの大規模改修に着手するなど、市民に直結した施設の長寿命に対する思いがこもった予算計上であると感じております。

平成15年に竣工したクリーンセンターの焼却炉は、経年による老朽化が進んでいることは明らかであり、故障や事故による長期的な使用停止が発生すれば、本市のごみ処理及び市民生活に大きな影響を及ぼすことにもつながりかねません。周辺地区の皆様のご理解を得て、3年にわたる大規模改修を実施するにあたるまでの大変な苦労を無駄にしないよう、周辺に配慮した環境に優しい焼却炉を完成させていただき、併せてごみの減量化も進めさせていただき

たいと思います。

また、公共施設の充実という点では、本市初の子育て支援拠点として児童館の開館、施設全体のバリアフリー化など、大規模改修を終えた新たな高齢者の憩いの場としての老人福祉センターと、南部老人憩いの家も含め、3施設に八街市社会福祉協議会による指定管理者制度を導入し、民間の効率的で柔軟な施設運営とともに、児童館と老人福祉センターが近距離に立地することから、両施設の連携を図った事業の展開など、異世代間交流などにも大きな期待を持つところであります。

敬老事業においては、新たな試みとして、コロナ禍による密を避けるため、敬老会を開催せず、対象者に記念品を配布するための予算を計上しておりますが、1人当たり500円にとどめず、高齢者の方に少しでも感謝の気持ちを加えた内容の充実を要望いたします。

そのほか、認定こども園や運営施設の拡充、脊髄移植ドナー等への助成や新生児スクリーニング検査への助成の新規計上など、福祉健康に配慮した新しい取組に対しても大いに評価できるものであります。

街づくりにおいては、市民生活や経済活動を支える重要な要素の1つと考えられる交通アクセスの整備が挙げられ、念願であった八街バイパスは、国道409号から大木地先までの500メートルの区間が、いよいよ今月供用開始になります。車両分散のみならず、バイパス沿いに新たな開発が促されるなど、土地利用の可能性が広がることにより、地域の活性化につながるものと期待しております。

道路整備は市民の皆様からも非常に強い要望がありますので、今後も住野交差点や吉倉交差点の改良、併せて国県道への連結する道路の開業、市道201号線のような歩道整備などにつきましても、関係機関との連携を図った上で事業を推進していただき、市内全体でのバランスの取れた道路整備の実現をお願いいたします。

また、道路周辺環境整備の一環として、一昨年の台風15号など、一連の災害時における電線被害の要因となった森林環境を改善し、停電等の被害の未然防止を図るため、市道沿い森林の環境整備事業を実施するなど、災害の教訓を活かした防災強化にも取り組む姿勢が伺えます。

新年度も引き続き自主防災組織設立の促進や、過去に幾度も市議会で取り上げている消防団員の確保と、その処遇改善など、地域防災力を維持、強化していくことを踏まえ、いざというときの備えを万全にしておくことを心がけていただきたいと思います。

子どもたちの教育、学習環境の整備においては、GIGAスクール構想の下、児童生徒1人1台のタブレット型パソコンの配備をはじめとして、ここ1年で目まぐるしい変化を遂げ、今後は様々な場面で、ICTを活用した調べ学習、遠隔学習など、新しい学びの推進を期待しております。

また、学校施設環境の改善としては、現在、体育館トイレの洋式化を進めているようですが、校舎の方の環境改善も進めていただきたく、強く要望いたします。

このように、子どもたちの学びの場の改善に力を注ぐことにより、新規計上された移住定住

促進事業も活かされて、八街市にずっと住みたいと思う気持ちがより一層増すのではないのでしょうか。

そして、ふれあい夏まつり、落花生まつり、産業まつり、小出義雄杯落花生マラソン大会、東京オリンピック・パラリンピックのパブリックビューイングの関係経費の予算が計上されておりますので、来年度こそ開催でき、町ににぎわいが戻ってくることを切に願っております。

北村市長には、ぜひ10年前の就任当初に市民の皆さんに約束した公正無私な市政運営の実践と、八街市に住んでよかったと思える街づくりに全力で取り組むことを再認識していただき、「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現のために、今後も限られた財源の中、また、コロナ収束後の新たな日常を鑑み、当たり前前を当たり前前にできることの幸せと感謝の気持ちを忘れることなく、引き続き市民の皆様が安心して、安全に笑顔で暮らせる町、ふるさととして愛着の持てる街づくりに取り組んでいただくことをご期待申し上げまして、私、誠和会、木村利晴の賛成討論といたします。

○議長（鈴木広美君）

次に、桜田秀雄議員の議案第15号に対する賛成討論を許します。

○桜田秀雄君

それでは、令和3年度一般会計について賛成討論を行います。

私は、議案第15号、令和3年度八街市一般会計予算、賛成の立場から討論をさせていただきます。

討論にひな形があるわけではございませんが、本予算については、その評価については丸山議員の反対討論、あるいは石井、木村議員の賛成討論で、その論点は明らかになっております。あえて加えるならば、コロナ禍という厳しい財政環境の中で、23の新規事業や5つの拡充事業が盛り込まれ、また、コロナ感染防止のために、学校などへのアルコール消毒液の配布などに係る経費として5千900万円などが計上されております。

また、敬老会事業について、500円のクオカードの配布については、市民感情から剥離しており、行政への信頼を失う可能性があることから、予算の組替えの提出を視野に、再検討することを求めてまいりましたが、予算の執行までには時間があるということで、検討するという満額の回答をいただいておりますので、提出は見送りました。しかし、過去に88歳、89歳、90歳のお祝い金が廃止された経緯もあり、市民に直接利害関係の生じる事業の制度設計には特に持続可能な制度にすべきであり、ヒアリングなど関係者の声に耳を傾けて、慎重な制度設計をされることを求めるものです。

私は、予算については、点数制度で評価をしております。今回の予算は、法律の縛りや、あるいはひも付き補助金などの制約の中で、私は80点として賛成をするものでございます。

○議長（鈴木広美君）

桜田議員に申し上げます。討論内容から離れておりますので。

○桜田秀雄君

○議長（鈴木広美君）

桜田議員、討論内容から外れておりますが。

○桜田秀雄君

○議長（鈴木広美君）

桜田議員、ちょっと中断していただけますか。

○桜田秀雄君

○議長（鈴木広美君）

桜田議員に申し上げます。一時ストップしていただけますか。

○桜田秀雄君

○議長（鈴木広美君）

桜田議員、中断しますよ。

○桜田秀雄君

○議長（鈴木広美君）

桜田議員に申し上げます。このまま続けるようであれば中断を。

○桜田秀雄君

○議長（鈴木広美君）

しばらく休憩とさせていただきます。

内容によっては、議会運営委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

再開時刻は事務局より連絡いたします。

（休憩 午後 1時50分）

（再開 午後 2時54分）

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、京増藤江議員の議案第16号、議案第17号、議案第18号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、議案第16号、第17号、第18号に対する反対討論をいたします。

まず初めに、議案第16号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

新年度の歳入について、国保税収は約17億8千700万円です。前年度比約1億7千347万円減額見込みです。税収減額の大きな要因は、加入者の減少ですが、収入が減少し、国保加入世帯の54.3パーセントの方が国保税を軽減されており、その半数が7割減の対象者である点からも、加入世帯の暮らしは厳しい状況です。

医療費の増額見込みにより、令和3年度から、国保の課税限度額を3万円引き上げ、99万円にしましたが、国保財政の根本的解決にはつながりません。国が公費負担を1兆円増額すれば、国保税を約4割減額できる可能性があります。市民の健康と命を守るために、財政的支援を国に強く要求するよう求めます。

歳出について、1人当たりの療養給付費は、平成29年度に22万5千909円、平成30年度には23万5千412円、令和元年度に24万8千137円で、1人当たりの医療費は年々増加しています。市民の健康を増進するために、早期発見、早期治療が必要です。

新年度予算において、雇用者に対する新型コロナウイルス感染傷病手当金が計上されたことは、国保制度にとって一歩前進ですが、コロナ以外の傷病や事業者への拡大等、さらなる充実が求められます。

新規事業として、糖尿病性腎症重症化予防事業、未受診者勧奨プログラム及び糖尿病性腎症

重症化予防事業支援プログラムの費用が計上されたことについて、糖尿病性腎症重症化の予防策となるよう期待します。

しかし、その一方、生活困窮による国保税滞納者に対し、資格証明書の交付や、限度額認定証の未交付策を続けることは、早期治療の機会を奪いかねません。滞納者に対し、ペナルティーを課すべきではありません。誰もが安心して必要な医療を受けられる国保制度にすることを求め、議案16号に反対します。

次に、議案第17号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論をいたします。

収入が低い高齢者に対し、保険料が軽減されていますが、八街市における保険料軽減対象者は、制度加入者の69.3パーセントを占めています。保険料は2年ごとの制度見直しのたびに引き上げられてきました。令和2年度の見直しにより、1人当たりの保険料基準額を2千400円増額の4万3千400円に引き上げました。また、令和2年度に保険料で7.75割を軽減されて、年間保険料が9千700円だった方の保険料は、国の軽減特例措置の廃止により、令和3年度は制度どおりの7割軽減となります。

年間の保険料は1万3千円となり、1人当たり3千300円もの大幅な引上げで、この影響を受ける方は約1千800人です。年金が18万円の方の後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額は3万1千900円、年金額の約17.7パーセントを占めており、収入が低い人ほど負担率が高いのは非常に問題です。

国の施策によって年金削減、消費税増税等が実施され、高齢者の暮らしがより厳しくなる中、国による保険料の軽減特例措置は廃止するべきではなく、継続が求められています。

また、令和4年度後半から、75歳以上の高齢者の医療費窓口2割負担を導入しようとしています。病気になりやすく、受診する機会が多くなる高齢者の医療費窓口負担増は、受診抑制につながり、健康悪化を招き、医療費の増大につながる可能性が高いと、医師や市民から批判されています。

また、2割化による現役世代の負担軽減は、月に僅か67円程度で、現役世代と負担を公平化するという建前は理論的に破綻しており、引上げを断念すべきです。75歳以上の高齢者をほかの年齢の人と切り離す後期高齢者医療制度は、2008年に国民の大反対を押しきって創設されました。医療費が増えれば、被保険者の保険料が際限なく引き上がるこの制度は、高齢者の生活を困窮させます。

また、支援金も高額になります。さらに繰入金については、令和元年度は前年度比約506万円増、令和2年度は約873万円増でしたが、令和3年度予算では約1千101万円増額し、市の負担が増えています。高齢者と自治体への負担を強いる後期高齢者医療制度は廃止すべきです。

当面国に対し、十分な財政措置で市民や自治体の負担軽減を要求することを求め、議案第17号に反対します。

最後に、議案第18号、令和3年度八街市介護保険特別会計予算に対する反対討論をいたし

ます。

市民から介護保険料が高過ぎると悲鳴が上がっている下で、次期制度では介護保険料が据置きとなりました。しかし、所得段階で第1段階に所属する所得金額が80万円以下の方の介護保険料は1万8千900円、保険料の収入に占める割合は約2.4パーセントです。また、同じ所得段階に属している年金額が18万円以下の方の介護保険料も1万8千900円で、収入に対する保険料率は10.5パーセントで、収入が低い方の負担率が高過ぎます。

後期高齢者医療保険料1万3千円との合計は3万1千900円です。年金額の17.7パーセントを占めます。これに生活に係る消費税10パーセントで一層生活が圧迫されます。第1段階から第10段階までのうちで滞納者が最も多いのが第1段階です。所得段階1から3段階までの保険料を軽減したものの、所得が一番低い第1段階の滞納者が最も多いことに変わりはありません。

令和元年度における所得段階1の普通徴収者1千298人のうち、滞納者は247人です。保険料第1段階の滞納者に対するサービス給付の制限を実施してはなりません。生活保護申請の推進及び誰もが払える保険料にするよう求めます。

保険給付費について、介護度1から5までの方が利用する介護サービス当初費は、前年度と同額です。高齢化が進む中、十分なサービスを提供できるのか疑問です。特養に入所したくても入所できない待機者は53名。また、今年8月から、所得が低い特養ホーム多床室の利用者に対する補給限度額の変更で、食費の利用者負担を増やそうとしていますが、低所得者を苦しめる負担増は中止すべきです。

介護の重度化を予防する介護予防サービスは充実させるべきものであり、1千万円もの減額は認められません。4月から始まる第8期介護保険制度を誰もが安心して利用できる制度にするよう求め、議案第18号に反対します。

以上です。

○議長（鈴木広美君）

次に、小菅耕二議員の議案第16号に対する賛成討論を許します。

○小菅耕二君

議案第16号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本市の国民健康保険は、少子高齢化の進行や就業構造の変化などに伴い、制度の支え手である現役世代の被保険者が減少しており、国保運営の根幹となる保険税収は減少傾向にあります。一方で、高齢化の進行などにより、1人当たりの医療費は年々増加する傾向にあり、国民健康保険を取り巻く環境は、以前に増して厳しい状況が伺えます。

令和3年度国民健康保険特別会計予算では、国保運営の根幹である保険税収は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済への影響等による世帯所得の減少と、地方税制度の改正に伴う基礎控除額の引上げによる課税所得の減少などにより、令和2年度予算と比較し、1億7千300万円の減少を見込んでおり、厳しい国保運営が伺えます。

こうした中、医療費の適正、かつ効率的な運営を図るため、マイナンバーカードと保険証一体化によるオンライン資格確認制度運用に向けた取組の推進、保健事業においては、特定健康診査の受診料向上に向けた人工知能AIを活用した健診未受診者に対する受診勧奨費用を昨年度と同様に計上し、新たな取組として、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者、受診中断者について適切な受診勧奨を行う糖尿病性腎症重症化予防事業、未受診者勧奨プログラム、糖尿病性腎症の発症、重症化のリスクのある方へ保健指導を行う糖尿病性腎症重症化予防事業支援プログラムに係る費用を計上した予算編成となっております。

国民健康保険は、被保険者である市民の皆様健康を守るという重要な役割を担う制度であることから、安定的で持続可能な制度とするために、千葉県と連携して国民健康保険事業の運営にあたり、保健事業の充実、医療費の適正化、保険税収納率向上に向け、一層取り組んでいただくことを要望いたしまして、令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算について賛成するものであります。

○議長（鈴木広美君）

次に、栗林澄恵議員の議案第17号に対する賛成討論を許します。

○栗林澄恵君

議案第17号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度の創設以来、高齢者の方が安心して医療を受けられる仕組みとして様々な取組がなされてきました。

その1つに保険料均等割の軽減特例として、平成29年度から段階的な見直しが行われ、令和2年度の7.75割軽減から、令和3年度からは本則の7割軽減となってしまいます。しかし、介護保険料軽減の拡充などで、被保険者の負担増とならないように配慮がされ、歳出についても被保険者等の急増により、保険者である広域連合への負担金が増加する中で、引き続き人間ドック等の助成のための長寿健康増進事業補助金を計上し、医療費の削減や健康保持のための努力がうかがえます。

保険料の収納が低迷する中、対象者である高齢者の生活実態の把握に努め、適切な業務遂行を図っていただくとともに、今後も千葉県や広域連合との連携を図りながら、被保険者である高齢者の方々のご理解をいただき、持続可能な、安心できる医療制度の構築に一層努力していただくよう要望し、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について賛成するものであります。

○議長（鈴木広美君）

次に、小高良則議員の議案第18号に対する賛成討論を許します。

○小高良則君

議案第18号、令和3年度八街市介護保険特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本市の令和2年12月末日現在の高齢者人口は2万1千160人となり、人口に占める高齢

者の割合は30.72パーセントに達し、2千904人の方が要支援・要介護認定を受けている状況でございます。

介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者人口9千135人、要支援者・要介護認定者数839人と比較いたしますと、高齢者人口は2.3倍に増え、要支援、要介護認定者数は約3.7倍に増加するなど、より一層の高齢化が進み、介護を必要とする方も年々増加しています。

高齢者が必要なサービスを十分に受けられるように介護給付費が年々伸びていく一方で、市民の健康寿命を延ばすため、介護保険料の上昇を抑制するための施策として運動、栄養、口腔機能低下防止を目的とした介護予防教室の開催など、予防事業の充実が図られるものとなっております。

令和3年度は第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の初年度であります。施設整備においては、八街南中学校区に小規模多機能型居宅介護事業所が新規開所され、複合的な介護サービスが提供され、さらなる介護施設の充実が図られるものとなっております。

令和3年度においても、引き続き健全な財政運営、被保険者の立場に立った保険者としての責務を十分に認識しつつ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施策を実施していただくとともに、きめ細やかな介護サービスの提供を要望し、令和3年度八街市介護保険特別会計予算について賛成するものです。

○議長（鈴木広美君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

採決の順番は、議案第3号から第8号、次に、議案第21号から議案第24号、次に、議案第9号から議案第20号とします。

最初に、議案第3号、八街市財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市下水道事業運営審議会条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条

例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、八街市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和2年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決し

ます。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、令和2年度八街市下水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和2年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和3年度八街市一般会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。
この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和3年度八街市介護保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、令和3年度八街市下水道事業会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和3年度八街市水道事業会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第20号は原案のとおり可決されました。

予算審査特別委員会に付託されていた案件については、ただいま、本会議において原案のとおり可決されました。

これで、予算審査特別委員会を解散いたします。

議案第25号から議案第28号の議案質疑通告受付のため、15分間の休憩といたします。休憩時間中に通告するようお願いをいたします。再開時刻は15分後ということですので、よろしく願いいたします。しばらく休憩いたします。

(休憩 午後 3時25分)

(再開 午後 3時46分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。早退の届出が新見準議員よりありましたので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

日程第4、議案第25号から議案第28号を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第25号から議案第28号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これから、質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第25号から議案第28号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては、自己の意見を述べることはできません。

1人当たりの質疑時間は40分とし、質疑回数制限は設けません。

最初に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第26号、28号の議案につきまして、若干の質問をさせていただきます。

議案第26号、一般会計補正予算についてであります。

まず、10ページでございます。市債についてお伺いいたしますが、小学校、中学校債の補正についてなんですけれども、まず、歳入のうち、トイレ改修に関わって、小学校債6千900万円、中学校債1千700万円、合わせて8千600万円の地方債補正をしているわけなんです。これは、どのような経緯からこういった地方債になっているのかお伺いいたします。

○総務部参事（會嶋禎人君）

当初、小学校、中学校のトイレ改修でございますが、国の補助金という形で、地方創生臨時交付金を充てた形での予算計上をしておりました。それで、いろいろな事業をやっていく中で、やはり総額というものが、公費の総額が決まっておりますから、その総額を有効に活用するために、いろいろ手を変え品を変え、やりくりをしました。

それで、実際にそのトイレ改修なんです。体育館の場合ですと、緊防債が使える可能性があります。それで、今回、第3次の補正追加もあるんですが、令和2年度までの事業の中で精算をした結果で、もしかすると足らなくなる可能性もあると。ですから、交付金が足らなくなる可能性があるということになりますと、地方債を確保しておかないと、地方債を借りることができなくなってしまう。

そうしますと、仮に不足した場合でも、緊防債という有利な起債ですので、その枠だけを確保しておいて、万が一不足したものについては地方債を借りて、その償還分は交付税で面倒を見てもらうというような作戦を取りたいというところで、今回は改めて追加の補正で地方債の枠を取った形ですので、これは、例えば今回取った枠全額を借りるということではなく

て、この結果の借りるまでの期間の間にやりくりした中でどうにかできるのかと。

これは、今回繰越しをしておりますので、結果的には年度をまたがった形になります。ですので、地方債自体も繰越しで持っていきますから、最終的にどの段階で交付税をどれだけ充てて、どの段階で地方債を借りるかという形で、なるべく有利な方法を取った結果でございます。

○丸山わき子君

分かりました。担当課の本当に大変なご苦労の様子がよく分かりました。

それで、続きまして、15ページなんですけれども、15ページには、トイレ改修に関わっての予算計上があるわけなんですけれども、これは、小学校体育館トイレ改修事業が1千190万円と、増となっているわけなんです、この増になった原因は何なのか、お伺いいたします。

○教育総務課長（井口安弘君）

それでは、事業費が増になった理由につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、実績業務につきましては、こちらは、小中学校合わせまして500万円ということで当初予算計上をさせていただいたわけなんです、実際に契約いたしましたら、700万円を超えてくるような形になりまして、実際にした契約額との間に乖離が生じたので、不足額について、まず補正をさせていただいたものでございます。

次に、工事管理業務、こちら委託料でございますけれども、こちらにつきましては、当初、小中学校合わせまして350万円ということで計上させていただいたところでございますけれども、こちら実際に実施設計をいたしましたところ、700万円を超える設計額となりまして、やはり不足額を生じてしまいましたので、今回補正をさせていただいているというものでございます。

工事費につきましては、今年度は八街南中学校の大規模改修をやっておりまして、その中でトイレ改修もやっておりまして、そのトイレ改修の費用というものをベースにいたしまして、概算で出したわけなんです、実際に実施設計業務を出しまして、設計額を出したところ、かなりの不足を生じまして、やむを得ずこの時期に、増額の補正ということでさせていただいたものでございます。

以上です。

○丸山わき子君

トイレ改修が進められるという点では大変評価するんですけれども、このことによって、今回のこの改修によって、各小中学校の体育館のトイレの改修状況はどのようになるんでしょうか。

○教育総務課長（井口安弘君）

それでは、トイレの改修率がどうなるかということでお答えさせていただきます。

まず、令和元年度の状況から申し上げますと、13校中3校が改修されておりまして、23.1パーセントという状況でございました。令和2年度末におきましては、八街中学校のトイ

レ改修が終了いたしまして、八街南中学校につきましても大規模改修の中でトイレを改修いたしましたということで、5校になりまして、38.5パーセント。残り8校につきましては、令和3年度までに完了するようにいたしますので、13校全部が終わりまして、令和3年度末に100パーセントになるといった見込みでございます。

○丸山わき子君

体育館の方のトイレも避難所となるということで、大変心配されておりましたけれども、100パーセントということで、本当にいろいろご努力いただきましたことを感謝いたします。次に、議案第28号の一般会計補正予算であります。

まず、歳入のところで、これは国の第3次補正予算の中で、八街市は、2億7千210万8千円という臨時交付金を交付されるということなんですけれども、今回、八街市は9事業への取組となりまして、八街市の感染拡大抑制への取組が求められていると思います。

今、また感染力が強いとされる変異株の流行が懸念されており、感染拡大のリバウンドの危険があるのではないかとというような報道も今されております。

この間、八街市は病院、高齢者施設でのクラスターが発生していて、こうした施設への、特に高齢者施設については、今回1回のみ検査がされたわけですけれども、1回のみ検査ではもう到底意味がないと。定期的な検査が必要ではないかなと。また、希望する市民への検査で感染を封じ込める取組が必要ではないかなというふうに思っていますが、その辺についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

PCR検査のことかと思えますけれども、これまでも何回かにわたりまして、このPCR検査の考え方につきましては答弁をしてきたところですが、繰り返しになりますけれども、やはりPCR検査は継続性をもってその検査の実施をいたしませんと、なかなかその効果というものが出てこないというところもありますので、これからその検査の在り方につきましては、我々としても少し研究をしてまいりたいというふうに考えています。

○丸山わき子君

私もこれは、1自治体では到底やりきれないなというのは十分分かって質問しております。ぜひともこれは国に対して、検査費用確保の要望を出していただきたいというふうに思うんですが、その辺は市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

実はPCR検査の拡充につきましては、全国市長会でも議論を盛んに行っております。ぜひ国をもって、PCR検査の拡充についてはお願いしたい旨の決議をしております。

○丸山わき子君

もう既にコロナ感染第4次ということも言われておりまして、ぜひともそういう点では、早期の取組を国に求めていただきたいと、このことを申し上げたいと思います。

それから、この臨時交付金の中で、トイレ改修についてお伺いしたいと思います。庁舎内のトイレ改修も今大変必要ではないかなと。今回の交付金では、到底改修費は庁舎内のトイレ

に対しては回らないというのは重々分かっているわけですが、今後、改修計画はどのようにお考えなのか、その辺についてお伺いいたします。

○総務部参事（會嶋禎人君）

庁舎の関係ですと、耐震を始めてから毎年、毎年少しずつやっている状況で、それで、今年度、実は照明の設計をかけて、来年照明を変えるということだったんですが、コロナ対策の方に重点を置くということで、1年間先送りします。

順調に行きますと、本来であれば、来年度、トイレの方の計画に入っていくはずだったんですが、1年延びました。ですので、順調に行けば、令和3年から4年にかけて、何かしらの計画論という形で進めていって、令和4年度からは着手というか、設計になるか、部分的に改修に入れるか、その辺をこれから検討してまいります。

○丸山わき子君

いろいろなやりくりの中で大変だと思いますが、ぜひこの点についても進めていただきたいというふうに思います。

それから、10ページの商工費についてお伺いいたします。今回、負担金補助及び交付金で2億円について活用していくわけなんですけれども、これは、中小企業元気アップ給付金は1千600件を見込んでいたところ、申請が1千536件だったという報告を受けております。今回の事業補助金は2千件を見込んでいるということですが、その根拠はどこにあるのでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

今回の対象事業者数を200社、2千件とした理由につきましては、市内の事業者数を2千500社と想定し、全体の80パーセント程度の申請があるものと見込み、2千社といたしました。

今回のこの事業につきましては、売上げ等の減少に関係なく、全ての事業者の方が申請ができるものになっておりますので、できる限り申請して活用していただきたいということもございまして、80パーセントを見込みました。

○丸山わき子君

売上げ減少に関係なくというようなことなんですけれども、これは、市内の、いわゆる地域経済活性化に向けた取組も当然検討されているのではないかなというふうに思いますが、その辺についてはどのように検討されていますでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

この事業につきましては、必要経費の消費につきまして、市内業者を積極的に活用していただくことにより、本市の経済の活性化にも寄与するものと考えております。そのようなことから、市内の事業者さんから購入したり、直していただいたりというような場合には、補助対象経費の10分の10を補助するといったしました。ただし、どうしても市内の事業者様の

方から調達ができないようなものもございますので、その場合には、市外の事業者を利用した場合には、補助率を10分の5といたしました。こういうことによりまして、なるべく市内の事業者の方を活用していただきたいという思いでございます。

○丸山わき子君

この事業につきましては、いつからいつまでの事業となるのでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

まず、補助対象期間といたしましては、4月1日から9月30日までと現在考えております。

また、申請の受付期間につきましては、現在、6月1日から申請を受付開始し、11月1日までを受付の最終期間と考えております。1日といたしました理由につきましては、10月末までを考えておりましたが、10月31日が日曜日でありましたので、11月1日といたしました。

○丸山わき子君

これは市内業者に対して、本当に地域経済活性化ということを念頭に置いた取組になろうかというふうに思うんですけれども、このことをまずは業者さんに徹底して知っていただく、幅広く知っていただくということが鍵ではないかなというふうに思いますが、その辺についてはどんなふうにお考えでしょう。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

広報やちまたホームページ、ツイッターは当然の話なんですけど、それ以外に、まず、区への回覧、それと、商工会議所に各部会とか商店街連合会とか、それぞれの部門がございますので、様々なそういう細かいところもご協力をいただいて、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、そういうところに属さない団体で、例えばパンフレットを頂きたいとか、周知をお願いしたいということがあれば協力していきたいと考えております。

○丸山わき子君

コロナ禍の中で、本当に地域経済が疲弊しきっております。2億円という大きなお金が動くわけで、これに対する地域経済波及効果はかなり大きいものと思われまますので、そうした周知徹底をぜひやっていただきたいというふうに思います。

それから、最後にもう一つお伺いするのは、これは申請したらどのぐらいで手元にお金が来るのか、その辺についてはいろいろ改善等を進めておりますでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

支払いの期間につきましては、前回、八街市中小企業元気アップ給付金の方でも内部で検討いたしまして、なるべく早く支払いできる方法を財政課、または会計管理者とも協議して行ってまいりました。

元気アップ給付金の方では、大体2週間前後で支払いの方ができました。早い場合には10日以内で支払いができたものもございます。今回もその方法を活用いたしまして、申請を受けて、審査をなるべく早くして、給付の方もなるべく早く給付できるように努めてまいります。

○丸山わき子君

申請から給付へということで、なるべく早く取り組むということなのですが、ぜひともよろしく願いいたします。

次に、9款の教育費について、新たに導入されます電子図書に関しましてお伺いしたいと思います。

この図書館費495万円の増というふうになっているわけなんですけれども、提供される電子書籍のコンテンツについてお伺いいたします。このタイトル数はどのぐらい確保できるのか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

予算的には495万円ということで予算を取ってありまして、その冊数につきましては、使用料ということなんですけれども、1千冊分の使用料を計上しております。

○丸山わき子君

1千冊ということは、これは1年間の契約ということになるんですか。それとも2年間契約になるんですか。

○教育次長（関 貴美代君）

使用期限というのがありまして、図書の種類によってそれぞれ変わってくるんですけれども、2年間の使用期限の図書もありますし、貸出しで52回貸し出して終わりというところもあります。それぞれになります。

○丸山わき子君

そうしますと、1千冊の中で、いろいろと使い方で契約内容が変わってきちゃう、大変複雑な取組になるわけですね。

電子書籍の価格についてなんですけれども、書籍、雑誌は定価があるわけなんですけれども、電子書籍は自由市場になるわけで、実際にはどのくらいを見込んでいるのか。1千冊、495万円以下だということなんですけれども、その辺についてはどんなふうな検討をされていますでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

どれぐらいというか、一応1人2冊ということで、当初始めたいと思っております。

○丸山わき子君

それで、1人2冊というようなことで、あとは、契約する事業者の選定についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

現在、図書館の方のシステム改修を行っているところで、そのシステムの中に電子図書ということで中に組み込まれておりますので、そこと一緒に契約というか、その中で使用するという事になっております。

○丸山わき子君

一応これは随意契約か何かになるわけですか。

○教育次長（関 貴美代君）

もともとの図書館のシステムで契約はしているんですけども、その中に今回のシステムの改修にあたって、電子書籍というのが入って組み込まれておりますので、それで一緒に使用するということになっております。

○丸山わき子君

分かりました。

それで、いわゆるこの電子書籍を導入することによる費用対効果、この辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

電子書籍につきましては、メリット、デメリット等がいろいろある中で、一番の効果といたしましては、現在のコロナ禍の中での、来館しなくても利用できるというサービスが拡大されるということを考えております。

○丸山わき子君

あと、やっぱり先ほど1人2冊というような答弁がございましたけれども、本当に電子図書を利用できる方々はどのくらいいると見ておりますでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

人数的にはちょっと資料の方はないんですけども、利用できる方につきましては、現在の図書券の登録がある方で、市内在住の方、または通勤、在勤している方となります。

○丸山わき子君

分からないということですね。

それと、あと最後に、この電子書籍を導入するにあたって、学校図書との連携、これはどのように検討されていますでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

電子書籍の利用につきましては、個人の図書券の番号とパスワードが必要になります。それにつきましては個人なので、学校図書の方との連携は今ではできません。

それで、今現在、小中学校の方でGIGAスクール構想、タブレットを1人1台パソコンの中で、図書館の利用券とパスワードを設定すれば電子書籍も利用できることから、学校との連携も視野に入れて考えていきたいと思っています。

○丸山わき子君

ぜひ、せっかくGIGAスクール、大金を投入して導入しているわけですから、子どもたち

が本当に図書に親しめる、そういう環境をぜひつくっていただきたい。このことをお願いいたしまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木広美君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

次に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

それでは、1点だけお伺いをいたします。

議案第28号、予算書9ページの下の方の保育園施設整備事業でございますけれども、説明の中では、市内6園について自動化をするんだと、こういう説明がありましたけれども、より詳しい事業内容をお聞きしたいと思います。

○市民部長（吉田正明君）

お答えいたします。

今、議員の方からお話ございましたように、これにつきましては、市内の公立保育園6園の既存の水洗につきまして、多くの子どもさんが間接的に接触する機会を少なくして、なるべく感染拡大を防止するという観点から、これを自動水洗の方に切替えをしようとするものでございます。

また、手洗い石けん用、あるいは消毒用ディスペンサーなどの設置をするための自動水洗化等の改修工事、それから、その工事に伴います工事の設計業務、これらにつきまして予算計上させていただいたものでございます。

○桜田秀雄君

保育園には、いわゆる施設内と運動場、それぞれ水道がいっぱいあると思うんですが、一昨年の台風災害の際に、保育園の外にある蛇口、これは本当に有効に活用されて、皆さん大変ありがたかったと言っております。

この辺まで自動化されてしまいますと、災害があったとき、あるいは花壇の手入れをするための水を使う場合に、大変不都合が生じると思うんですね。その辺についてどのような計画になっていますか。

○市民部長（吉田正明君）

今回のこの自動水洗の設置につきましては、基本的に室内の手洗い場の方の水洗の方の変更ということを考えています。屋外の水洗ですと、例えば子どもさん方が足を洗ったりだとかというようなことをする機会もございますので、これを自動にしまいますと、なかなかその感知をしにくいということもありますので、基本的には室内の手洗い場の変更ということでお考えをいただければよろしいかと思っております。

○桜田秀雄君

よろしくお願ひしたいと思います。

学校についても同じことを、その辺については学校の方はどのように考えていますか。

○教育次長（関 貴美代君）

小中学校の手洗いについては、自動化というのは、学校によってはあるところはあるんですけども、まだ全校ということではちょっと考えていないです。

あと、幼稚園につきましては、今年度、この第3次の事業の中で幼稚園の方の手洗い場は一部自動化するという事で計上しております。

○桜田秀雄君

災害時の対応も考えて事業を行っていただきたいと、そのことをお願いして終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で桜田秀雄議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

議案第25号から議案第28号の討論受付のため、15分間休憩いたします。休憩中に通告するようお願いいたします。15分後に再開をしたいと思っております。休憩いたします。

(休憩 午後 4時18分)

(再開 午後 4時32分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。これで討論を終了します。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第25号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和2年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和3年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第28号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩を取ります。

休憩中に議会運営委員会を第2会議室で行いますので、関係する議員は、第2会議室にお集まりください。

再開時間は事務局よりご連絡をいたします。

(休憩 午後 4時34分)

(再開 午後 4時55分)

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、これを延長したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

それでは、しばらく休憩を取ります。

休憩中に議会運営委員会を再度開催いたしますので、関係する議員は、第2会議室の方にお集まりください。

また、再開時刻は事務局よりお伝えいたしますので、よろしくお願いいたします。

(休憩 午後 4時56分)

(再開 午後 5時34分)

○議長（鈴木広美君）

再開します。

お諮りします。発言の取消しの件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。発言の取消しの件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発言の取消しの件を議題とします。

本日の日程第3における桜田秀雄議員の議案第15号に対する賛成討論での発言の一部に議題外にわたる発言がありましたので、地方自治法第129条の議場の秩序維持により、発言の取消しを命じます。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和3年3月第1回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部は、各議員から提出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしまして、閉会のご挨拶といたします。

長時間ご苦労さまでした。

(閉会 午後 5時36分)

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程
発議案第1号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
2. 発議案の上程
議案第25号から議案第28号
提案理由の説明
3. 議案第3号から議案第24号
委員長報告、質疑、討論、採決
4. 議案第25号から議案第28号
質疑、委員会付託省略、討論、採決
5. 発言取り消しの件

.....
発議案第1号 八街市議会会議規則の一部を改正する規制の制定について

議案第3号 八街市財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八街市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市下水道事業運営審議会条例の制定について

議案第9号 令和2年度八街市一般会計補正予算について

議案第10号 令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第11号 令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第12号 令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第13号 令和2年度八街市下水道事業会計補正予算について

議案第14号 令和2年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第15号 令和3年度八街市一般会計予算について

議案第16号 令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算について

議案第17号 令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第18号 令和3年度八街市介護保険特別会計予算について

議案第19号 令和3年度八街市下水道事業会計予算について

議案第20号 令和3年度八街市水道事業会計予算について

- 議案第 21 号 八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 八街市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 議案第 26 号 令和 2 年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第 27 号 令和 2 年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 28 号 令和 3 年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和3年3月18日

八街市議会議長 鈴木 広 美

八街市議会議員 角 麻 子

八街市議会議員 小 澤 孝 延

※発言の取り消し及び訂正の表記について

■発言の取り消し＝発言の内容を記載せず、棒線（——）により表示しています。

■発 言 の 訂 正＝発言のとおり記載してあります。その際、訂正部分にアンダーライン（○○○）を引き、会議中に発言が訂正されたことを示してあります。